

再エネ入札業務に関する訴状受領について

再エネ特措法に基づく再エネ入札業務において当機関が行った処分について、再エネ発電事業者（以下、事業者）から取消訴訟の訴状を受領したことから、理事会に報告する。

1. 取消訴訟の概要

事業者が2021年度及び2022年度太陽光発電入札で落札した案件に係る当機関が通知した処分に対する取消訴訟

2. 訴状到着日

2024年3月29日

3. 今後の対応

訴状内容を精査・確認のうえ、今後の対応を慎重に検討する。

以上